

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年11月22日
【四半期会計期間】	第109期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部主計部長 林 真司
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(082) 261 - 7141 (代表)
【事務連絡者氏名】	広島支店長 河村 唯志
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目4番2号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)

(注) 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため四半期報告書の写しを備えるものであります。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成28年度 中間連結 会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,483	12,987	13,252	25,963	25,464
連結経常利益	百万円	4,112	3,399	2,532	6,480	5,977
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,510	2,322	1,644	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	-	-	-	3,346	4,070
連結中間包括利益	百万円	2,649	762	1,497	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	4,501	1,847
連結純資産額	百万円	45,633	47,563	52,328	47,482	48,645
連結総資産額	百万円	1,108,188	1,233,140	1,320,164	1,145,517	1,225,845
1株当たり純資産額	円	473.52	494.56	510.90	492.90	505.53
1株当たり中間純利益金額	円	27.47	25.41	17.80	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	35.76	43.67
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	24.32	22.50	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	32.42	39.44
自己資本比率	%	4.10	3.84	3.96	4.13	3.95
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	31,631	46,634	9,319	26,112	8,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	14,180	25,685	2,739	6,792	2,964
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	631	1,681	2,151	635	3,716
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	74,221	142,987	71,728	72,348	62,996
従業員数	人	772	807	846	755	791
[外、平均臨時従業員数]		[170]	[206]	[220]	[205]	[217]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 平成28年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	13,159	12,539	12,707	25,262	24,436
経常利益	百万円	4,025	3,348	2,398	6,351	5,723
中間純利益	百万円	2,483	2,330	1,624	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	3,312	3,955
資本金	百万円	12,690	12,690	15,190	12,690	12,690
発行済株式総数						
普通株式	千株	91,567	91,619	92,824	91,567	91,619
第一種優先株式		2,280	2,280	-	2,280	2,280
第二種優先株式		-	-	5,000	-	-
純資産額	百万円	45,438	47,394	52,393	47,336	48,713
総資産額	百万円	1,108,430	1,233,359	1,320,740	1,145,712	1,226,022
預金残高	百万円	1,031,387	1,138,286	1,212,476	1,048,538	1,143,302
貸出金残高	百万円	797,780	859,272	998,477	829,779	917,156
有価証券残高	百万円	217,879	193,113	217,379	221,208	213,708
1株当たり配当額						
普通株式	円	-	-	-	6.50	7.00
第一種優先株式		-	-	-	35.00	35.00
自己資本比率	%	4.09	3.84	3.96	4.13	3.97
従業員数	人	739	771	801	719	747
[外、平均臨時従業員数]		[167]	[198]	[196]	[202]	[201]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、(株)ジェイ・モーゲージバンクの株式の一部を譲渡し、同社を持分法適用の範囲から除外しておりますが、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### 経営成績の分析

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、日銀追加緩和や経済対策の閣議決定等により、企業収益は底堅く推移し、景気は緩やかな回復基調が続いております。

こうした中、当行は中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（計画期間：平成28年4月～平成31年3月）に掲げる施策に取組み、当中間連結会計期間の業績は以下となりました。

連結経常収益は、貸出金利息の増加により、前中間連結会計期間比2億65百万円（2.04%）増加の132億52百万円となりました。

連結経常費用は、預金残高の増加に伴う預金利息の増加により、前中間連結会計期間比11億31百万円（11.80%）増加の107億19百万円となりました。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比8億66百万円（25.49%）減益の25億32百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、6億78百万円（29.19%）減益の16億44百万円となりました。

##### 財政状態の分析

当中間連結会計期間における財政状態は、預金につきましては、「さいきょう年金定期預金」をはじめとする各種キャンペーン商品がご好評いただき、前連結会計年度末より688億円（6.02%）増加し1兆2,111億円となりました。

貸出金につきましては、前連結会計年度末より791億円（8.71%）増加し9,879億円となりました。

有価証券につきましては、前連結会計年度末より32億円（1.54%）増加し2,157億円となりました。

以上を主因として、当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末より943億円（7.69%）増加し1兆3,201億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支につきましては、預金残高増加に伴う預金利息の増加を貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により吸収し、国内業務部門において前年同四半期より635百万円(7.70%)の増益となり、相殺消去後の合計においても395百万円(4.64%)の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門において前年同四半期より20百万円損失が減少し、相殺消去後の合計においても11百万円損失が減少しました。

その他業務収支は、国際業務部門において外国為替売買益の増加により143百万円(240.83%)の増益となりましたが、国内業務部門において国債等債券売却益が減少したため前年同四半期より228百万円(89.77%)の減益となり、相殺消去後の合計において85百万円(27.12%)の減益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	8,255	314	53	8,516
	当第2四半期連結累計期間	8,891	121	101	8,912
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	9,614	336	168	9,782
	当第2四半期連結累計期間	10,610	186	309	10,488
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,359	21	115	1,265
	当第2四半期連結累計期間	1,719	64	208	1,576
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	468	1	53	519
	当第2四半期連結累計期間	447	2	62	507
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,876	2	54	1,824
	当第2四半期連結累計期間	2,152	3	63	2,092
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,344	1	1	2,344
	当第2四半期連結累計期間	2,600	1	1	2,600
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	255	59	-	314
	当第2四半期連結累計期間	26	203	-	229
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	256	63	-	320
	当第2四半期連結累計期間	29	203	-	232
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1	4	-	5
	当第2四半期連結累計期間	3	-	-	3

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間 4百万円 当第2四半期連結累計期間 4百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益につきましては、国内業務部門においてローン商品の取扱い増加に伴う手数料収入の増加や個別信用あっせん業務の増収等により、前年同四半期より275百万円（14.70%）の増収となり、相殺消去後の合計においても267百万円（14.68%）の増収となりました。

役務取引等費用につきましては、国内業務部門において住宅ローンを含む消費性ローンの増加に伴って団体信用生命保険料や支払保証料が増加したこと等により前年同四半期より255百万円（10.89%）増加し、相殺消去後の合計においても256百万円（10.92%）増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,876	2	54	1,824
	当第2四半期連結累計期間	2,152	3	63	2,092
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	528	0	0	529
	当第2四半期連結累計期間	757	0	0	757
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	178	2	0	180
	当第2四半期連結累計期間	170	3	0	173
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	11	-	-	11
	当第2四半期連結累計期間	55	-	-	55
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	536	-	-	536
	当第2四半期連結累計期間	307	-	-	307
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	16	-	-	16
	当第2四半期連結累計期間	17	-	-	17
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	12	-	-	12
	当第2四半期連結累計期間	30	-	-	30
うち個別信用購入あっせん業務	前第2四半期連結累計期間	525	-	-	525
	当第2四半期連結累計期間	747	-	-	747
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,344	1	1	2,344
	当第2四半期連結累計期間	2,600	1	1	2,600
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	0	0	0	0
	当第2四半期連結累計期間	0	0	0	1

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。また、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,131,564	6,722	789	1,137,496
	当第2四半期連結会計期間	1,208,834	3,641	1,321	1,211,154
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	364,543	-	193	364,349
	当第2四半期連結会計期間	388,674	-	1,001	387,672
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	762,846	-	596	762,250
	当第2四半期連結会計期間	815,572	-	320	815,252
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,174	6,722	-	10,896
	当第2四半期連結会計期間	4,587	3,641	-	8,229
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	11,500	-	-	11,500
	当第2四半期連結会計期間	1,000	-	-	1,000
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,143,064	6,722	789	1,148,996
	当第2四半期連結会計期間	1,209,834	3,641	1,321	1,212,154

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	852,185	100.00	987,908	100.00
製造業	40,033	4.70	40,243	4.07
農業，林業	527	0.06	558	0.06
漁業	70	0.01	96	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	452	0.05	390	0.04
建設業	40,012	4.70	42,273	4.28
電気・ガス・熱供給・水道業	13,506	1.58	14,199	1.44
情報通信業	1,454	0.17	1,124	0.11
運輸業，郵便業	11,494	1.35	12,271	1.24
卸売業，小売業	44,957	5.28	45,369	4.59
金融業，保険業	48,148	5.65	48,031	4.86
不動産業，物品賃貸業	202,060	23.71	261,025	26.42
学術研究，専門・技術サービス業	2,508	0.29	2,695	0.27
宿泊業	2,218	0.26	1,987	0.20
飲食業	6,574	0.77	6,890	0.70
生活関連サービス業，娯楽業	8,456	0.99	9,856	1.00
教育，学習支援業	1,643	0.19	1,346	0.14
医療・福祉	30,104	3.53	32,130	3.25
その他のサービス	13,290	1.56	14,263	1.44
地方公共団体	65,475	7.68	55,349	5.60
その他	319,196	37.47	397,803	40.28
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	852,185		987,908	

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて93億19百万円の獲得（前年同四半期は466億34百万円の獲得）、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて27億39百万円の使用（前年同四半期は256億85百万円の獲得）、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて21億51百万円の獲得（前年同四半期は16億81百万円の使用）となりました。この結果、資金残高は87億31百万円増加（前年同四半期は706億38百万円の増加）し、717億28百万円（前年同四半期末残高は1,429億87百万円）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、93億19百万円（前年同四半期は466億34百万円の獲得）となりました。これは主に、預金やコールマネー等の純増により資金を獲得しましたが、貸出金の純増により資金を使用したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、27億39百万円（前年同四半期は256億85百万円の獲得）となりました。これは主に、有価証券の取得による支出が有価証券の売却や償還による収入を上回ったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、21億51百万円（前年同四半期は16億81百万円の獲得）となりました。これは主に、第二種優先株式の発行と第一種優先株式の取得によるものであります。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成28年9月30日
1. 連結自己資本比率（2 / 3）	8.17
2. 連結における自己資本の額	583
3. リスク・アセットの額	7,132
4. 連結総所要自己資本額	285

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成28年9月30日
1. 自己資本比率（2 / 3）	8.11
2. 単体における自己資本の額	579
3. リスク・アセットの額	7,146
4. 単体総所要自己資本額	285

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

(単位未満 四捨五入)

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	50	48
危険債権	93	103
要管理債権	13	6
正常債権	8,555	9,947

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	297,000,000
第一種優先株式	3,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	10,000,000
計	325,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	92,824,057	92,824,057	非上場	単元株式数 1,000株
第二種優先株式	5,000,000	5,000,000	非上場	(注)
計	97,824,057	97,824,057	-	-

(注)第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

## 1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

## 2. 第二種優先配当金

## (1) 第二種優先配当金の額

当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」といい、第二種優先株主とあわせて「第二種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。)に先立ち、第二種優先株式1株当たり、第二種優先株式の払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に対し、年率2.00%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(平成29年3月31日に終了する事業年度にあつては平成28年7月19日。いずれにおいても同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1カ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。)により算出される額の金銭を支払う(以下事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第二種優先配当金」という。)。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第二種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

## (2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

## (3) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、第二種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### 3. 残余財産

#### (1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### 4. 議決権

(1) 第二種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

### 5. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年7月20日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第二種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第二種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第二種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

### 6. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、平成38年7月21日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### (2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当銀行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ.以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当銀行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (3) 下限取得価額

下限取得価額は、第二種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記八.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、又は、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.(i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当銀行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1カ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

( ) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(v)の場合には0円、上記イ.(iii)及び( )の場合には価額とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記八.( )において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

9.法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10.その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

11.議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしております。

12.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成28年7月19日 (注)1	5,000	100,104	2,500	15,190	2,500	6,764
平成28年7月22日 (注)2	2,280	97,824	-	15,190	-	6,764

(注)1 第三者割当による増資(第二種優先株式)により、発行済株式総数が5,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,500百万円増加しております。

2 第一種優先株式の自己株式2,280千株を消却したことにより、発行済株式総数は2,280千株減少しております。

(6)【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	3.53
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,967	3.03
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,935	3.00
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,656	1.69
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.65
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂4丁目9番9号	1,391	1.42
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	1,226	1.25
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,211	1.23
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	929	0.94
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2-1	867	0.88
計	-	18,261	18.66

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,459千株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	3.75
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,967	3.22
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,935	3.18
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.75
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	1,226	1.33
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,211	1.31
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂4丁目9番9号	1,131	1.22
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	929	1.00
防長交通株式会社	山口県周南市松保町7番9号	831	0.90
計	-	17,943	19.49

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 5,000,000		「1(1) 発行済株式」 の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 231,000		権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 92,057,000	92,057	同上
単元未満株式	普通株式 536,057		
発行済株式総数	97,824,057		
総株主の議決権		92,057	

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番の2	231,000	-	231,000	0.23
計		231,000	-	231,000	0.23

2【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、当行は執行役員制度を導入しておりますが、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第2四半期累計期間における取締役を兼任しない執行役員の異動は以下のとおりであります。

新任執行役員

役職及び担当	氏名	異動年月日
執行役員 監査部長	田邊 栄二	平成28年7月1日

退任執行役員

役職及び担当	氏名	異動年月日
執行役員 下松地区統括部長兼下松支店長	上野 慎二	平成28年9月30日

## 第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 63,300	7 71,952
買入金銭債権	1,175	1,020
商品有価証券	38	35
金銭の信託	3,988	3,012
有価証券	1, 7, 13 212,425	1, 7 215,709
貸出金	2, 4, 5, 6, 8 908,749	2, 4, 5, 6, 8 987,908
外国為替	424	2,959
その他資産	7 14,161	7 16,377
有形固定資産	9, 10 11,375	9, 10 11,329
無形固定資産	2,789	2,608
繰延税金資産	166	112
支払承諾見返	11,062	10,975
貸倒引当金	3,810	3,836
<b>資産の部合計</b>	<b>1,225,845</b>	<b>1,320,164</b>
<b>負債の部</b>		
預金	7 1,142,287	7 1,211,154
譲渡性預金	-	1,000
コールマネー	-	10,000
借入金	11 2,332	11 12,328
社債	12 11,100	12 11,100
その他負債	5,812	7,125
退職給付に係る負債	2,960	2,893
役員退職慰労引当金	257	0
睡眠預金払戻損失引当金	332	241
利息返還損失引当金	5	3
偶発損失引当金	137	119
再評価に係る繰延税金負債	9 912	9 892
支払承諾	11,062	10,975
<b>負債の部合計</b>	<b>1,177,200</b>	<b>1,267,835</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	12,690	15,190
資本剰余金	10,300	10,825
利益剰余金	18,137	19,086
自己株式	75	79
株主資本合計	41,052	45,022
その他有価証券評価差額金	6,493	6,283
繰延ヘッジ損益	12	4
土地再評価差額金	9 1,551	9 1,506
退職給付に係る調整累計額	551	502
その他の包括利益累計額合計	7,480	7,283
非支配株主持分	111	22
<b>純資産の部合計</b>	<b>48,645</b>	<b>52,328</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,225,845</b>	<b>1,320,164</b>

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
経常収益	12,987	13,252
資金運用収益	9,782	10,488
(うち貸出金利息)	8,477	9,024
(うち有価証券利息配当金)	1,244	1,384
役務取引等収益	1,824	2,092
その他業務収益	320	232
その他経常収益	1,106	1,438
経常費用	9,587	10,719
資金調達費用	1,269	1,581
(うち預金利息)	1,078	1,435
役務取引等費用	2,344	2,600
その他業務費用	5	3
営業経費	2,583	2,619
その他経常費用	313	344
経常利益	3,399	2,532
特別利益	0	43
固定資産処分益	0	43
特別損失	6	35
固定資産処分損	6	27
関係会社株式売却損	-	7
税金等調整前中間純利益	3,394	2,541
法人税、住民税及び事業税	882	832
法人税等調整額	185	58
法人税等合計	1,068	891
中間純利益	2,325	1,650
非支配株主に帰属する中間純利益	2	5
親会社株主に帰属する中間純利益	2,322	1,644

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益	2,325	1,650
その他の包括利益	1,563	152
その他有価証券評価差額金	1,602	209
繰延ヘッジ損益	10	8
退職給付に係る調整額	28	48
中間包括利益	762	1,497
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	759	1,491
非支配株主に係る中間包括利益	2	5

( 3 ) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,690	10,300	14,732	64	37,659
当中間期変動額					
剰余金の配当			673		673
親会社株主に帰属する中間純利益			2,322		2,322
自己株式の取得				8	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,649	8	1,641
当中間期末残高	12,690	10,300	16,382	72	39,301

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,455	32	1,510	214	9,718	104	47,482
当中間期変動額							
剰余金の配当							673
親会社株主に帰属する中間純利益							2,322
自己株式の取得							8
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,602	10	-	28	1,563	2	1,560
当中間期変動額合計	1,602	10	-	28	1,563	2	80
当中間期末残高	6,853	21	1,510	186	8,154	106	47,563

当中間連結会計期間（自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,690	10,300	18,137	75	41,052
当中間期変動額					
新株の発行	2,500	2,500			5,000
剰余金の配当			718		718
親会社株主に帰属する中間純利益			1,644		1,644
自己株式の取得				2,024	2,024
自己株式の消却		2,020		2,020	-
土地再評価差額金の取崩			44		44
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			21		21
連結子会社株式の取得による持分の増減		44			44
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	2,500	524	949	4	3,969
当中間期末残高	15,190	10,825	19,086	79	45,022

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,493	12	1,551	551	7,480	111	48,645
当中間期変動額							
新株の発行							5,000
剰余金の配当							718
親会社株主に帰属する中間純利益							1,644
自己株式の取得							2,024
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩							44
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高							21
連結子会社株式の取得による持分の増減							44
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	209	8	44	48	197	89	286
当中間期変動額合計	209	8	44	48	197	89	3,682
当中間期末残高	6,283	4	1,506	502	7,283	22	52,328

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	3,394	2,541
減価償却費	367	467
のれん償却額	38	38
関係会社株式売却損益(は益)	-	7
貸倒引当金の増減( )	122	26
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	72	67
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	256
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	17	90
偶発損失引当金の増減額(は減少)	1	17
資金運用収益	9,782	10,488
資金調達費用	1,269	1,581
有価証券関係損益( )	1,176	384
金銭の信託の運用損益(は運用益)	21	25
為替差損益(は益)	4	156
固定資産処分損益(は益)	5	15
貸出金の純増( )減	26,945	79,159
預金の純増減( )	89,739	68,866
譲渡性預金の純増減( )	11,500	1,000
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	5	9,995
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	34	79
コールローン等の純増( )減	101	155
コールマネー等の純増減( )	20,000	10,000
外国為替(資産)の純増( )減	6,154	2,029
資金運用による収入	9,895	10,669
資金調達による支出	1,317	1,036
その他	2,214	1,571
小計	48,561	10,129
法人税等の支払額	1,926	810
法人税等の還付額	-	0
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>46,634</b>	<b>9,319</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	30,653	46,093
有価証券の売却による収入	33,596	33,493
有価証券の償還による収入	23,980	9,041
金銭の信託の減少による収入	-	1,000
有形固定資産の取得による支出	648	219
無形固定資産の取得による支出	352	196
有形固定資産の売却による収入	29	169
関係会社株式の取得による支出	265	-
関係会社株式の売却による収入	-	66
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>25,685</b>	<b>2,739</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	4,961
劣後特約付借入金返済による支出	1,000	-
配当金の支払額	673	718
自己株式の取得による支出	8	2,024
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	50
その他	-	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,681	2,151
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	70,638	8,731
現金及び現金同等物の期首残高	72,348	62,996
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 142,987	1 71,728

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

(株)エス・ケイ・ベンチャーズ

きらら債権回収(株)

(株)西京システムサービス

西京カード(株)

投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンド

(2) 非連結子会社 1社

会社名

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 0社

(持分法適用の範囲の変更)

(株)ジェイ・モーゲージバンクは、当中間連結会計期間において、当行が同社株式の一部を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の間接決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の間接決算日は次のとおりであります。

6月末日 3社

9月末日 4社

(2) 6月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等（株式は中間連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,581百万円（前連結会計年度末は3,586百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、子会社である西京カード(株)が将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による中間連結財務諸表への影響は軽微であります。

（追加情報）

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間連結会計期間から適用しております。

（役員退職慰労金制度の廃止）

当行は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。これに伴い、当行の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額269百万円を「その他負債」に含めて表示しております。

なお、一部の連結子会社につきましては引き続き役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
株式	294百万円	-百万円
出資金	115百万円	8百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	752百万円	592百万円
延滞債権額	14,058百万円	14,474百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	666百万円	638百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	15,477百万円	15,705百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	3,818百万円	3,299百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	9,402百万円	17,169百万円
現金預け金	21百万円	21百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	9,427百万円	17,195百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,688百万円	3,685百万円
----	----------	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	16,403百万円	16,379百万円
その他資産	3百万円	3百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	153百万円	163百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	87,332百万円	99,081百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	86,770百万円	98,609百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	3,055百万円	3,047百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	7,320百万円	7,035百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま  
す。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付借入金	800百万円	800百万円

12. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	11,100百万円	11,100百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	50百万円	- 百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等売却益	863百万円	332百万円
金銭の信託運用益	0百万円	25百万円
償却債権取立益	- 百万円	0百万円

2. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料・手当	2,764百万円	2,889百万円
業務委託費	621百万円	637百万円
退職給付費用	186百万円	198百万円
役員退職慰労引当金繰入額	32百万円	17百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金繰入額	- 百万円	205百万円
株式等売却損	2百万円	0百万円
株式等償却	2百万円	20百万円
株式交付費	- 百万円	38百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	91,567	52	-	91,619	(注) 1
第一種優先株式	2,280	-	-	2,280	
合計	93,847	52	-	93,899	
自己株式					
普通株式	193	20	-	214	(注) 2
第一種優先株式	20	10	-	30	(注) 1
合計	213	30	-	244	

(注) 1. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式を交付しております。これにより、普通株式の発行済株式は52千株増加、第一種優先株式の自己株式は10千株増加しております。

2. 自己株式(普通株式)は単元未満株式買取により増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	593	6.50	平成27年3月31日	平成27年6月26日
	第一種優先株式	79	35.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	91,619	1,204	-	92,824	(注) 1
第一種優先株式	2,280	-	2,280	-	(注) 2
第二種優先株式	-	5,000	-	5,000	(注) 3
合計	93,899	6,204	2,280	97,824	
自己株式					
普通株式	221	10	-	231	(注) 4
第一種優先株式	30	2,250	2,280	-	(注) 5
合計	251	2,260	2,280	231	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加1,204千株は、普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求（定款第13条の2）に伴い、第一種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。
2. 第一種優先株式の発行済株式の減少2,280千株は、消却（平成28年7月22日）によるものであります。
3. 第二種優先株式の発行済株式の増加5,000千株は、第三者割当による発行（払込期日 平成28年7月19日）によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の増加10千株は、単元未満株式買取によるものであります。
5. 第一種優先株式の自己株式の増加2,250千株の内訳は以下のとおりであります。
- 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求（定款第13条の2）による増加 230千株  
当行定款第13条第9項の規定による金銭を対価とする取得（平成28年7月19日）による増加 2,020千株  
第一種優先株式の自己株式の減少2,280千株は、消却（平成28年7月22日）によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	639	7.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	第一種優先株式	78	35.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金預け金勘定	144,295百万円	71,952百万円
定期預け金	1,021百万円	21百万円
普通預け金	178百万円	133百万円
その他	106百万円	68百万円
現金及び現金同等物	142,987百万円	71,728百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として電算機等であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	63,300	63,300	0
(2)金銭の信託	3,988	3,988	-
(3)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	38	38	-
その他有価証券	209,000	209,000	-
(4)貸出金	908,749		
貸倒引当金(*1)	3,729		
	905,019	948,712	43,693
資産計	1,181,346	1,225,039	43,693
(1)預金	1,142,287	1,147,815	5,528
負債計	1,142,287	1,147,815	5,528
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されないもの	(20)	(20)	-
ヘッジ会計が適用されるもの	(17)	(17)	-
デリバティブ取引計	(38)	(38)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	71,952	71,952	0
(2)金銭の信託	3,012	3,012	-
(3)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	35	35	-
その他有価証券	212,235	212,235	-
(4)貸出金	987,908		
貸倒引当金（*1）	3,754		
	984,153	1,069,134	84,980
資産計	1,271,390	1,356,370	84,980
(1)預金	1,211,154	1,216,428	5,273
負債計	1,211,154	1,216,428	5,273
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されないもの	(47)	(47)	-
ヘッジ会計が適用されるもの	(6)	(6)	-
デリバティブ取引計	(53)	(53)	-

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

##### (2) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。なお、預け金と同様の性質を有するものと考えられるものは、帳簿価額によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注意事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

##### (3) 商品有価証券及び有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その内部格付又は債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスクを反映させ、適切な市場利子率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、その種類、内部格付又は債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を適切な市場利子率で割り引いて時価を算定しております。その際、貸出金の種類に基づく区分ごとに信用リスクを元利金に反映させる方法、又は割引率をリスク要因で補正する方法によっております。なお、約定期間が短期間（1年以内）である商業手形や一部の当座貸越については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)商品有価証券及び有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	2,625	2,527
組合出資金（*3）	798	946
合計	3,424	3,473

（\*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について20百万円（前連結会計年度は48百万円）の減損処理を行っております。

（\*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,971	3,099	5,871
	債券	122,802	120,088	2,714
	国債	68,449	67,227	1,221
	地方債	29,644	28,564	1,080
	社債	24,708	24,296	412
	外国債券	19,517	19,221	295
	その他	13,767	11,680	2,086
	小計	165,058	154,090	10,968
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,763	2,199	436
	債券	27,120	27,679	558
	国債	23,885	24,340	454
	社債	3,234	3,339	104
	外国債券	5,944	6,000	55
	その他	9,113	10,030	916
	小計	43,941	45,908	1,967
合計		209,000	199,999	9,001

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	9,009	3,287	5,721
	債券	116,935	114,435	2,500
	国債	68,776	67,620	1,156
	地方債	28,680	27,702	977
	社債	19,478	19,111	366
	外国債券	24,824	24,314	510
	その他	14,187	12,589	1,598
	小計	164,957	154,626	10,330
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	1,675	1,994	319
	債券	29,408	29,843	434
	国債	25,424	25,795	371
	社債	3,984	4,047	63
	外国債券	5,779	6,000	220
	その他	10,414	11,028	614
	小計	47,277	48,866	1,588
合計		212,235	203,492	8,742

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、33百万円（株式33百万円）であります。

当中間連結会計期間において減損処理した有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結会計期間末（連結会計年度末）において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

（金銭の信託関係）

#### 1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当ありません。

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの （百万円）	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの （百万円）
その他の 金銭の信託	1,000	1,000	-	-	-

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	9,001
その他有価証券	9,001
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	2,508
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,493
( )非支配株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,493

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	8,742
その他有価証券	8,742
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	2,459
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,283
( )非支配株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	6,283

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	634	-	5	5
	買建	3,817	-	26	26
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	20	20

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	2,820	-	21	21
	買建	1,175	-	68	68
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	47	47

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業務以外に一部で債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,581	2,428	1,824	153	12,987

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,024	1,793	2,092	342	13,252

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	505円53銭	510円90銭

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	25.41	17.80
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,322	1,644
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,322	1,644
普通株式の期中平均株式数	千株	91,400	92,398
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	22.50	-
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	-	-
うち事務手数料(税額相当額控除後)	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	11,798	-
うち優先株式数	千株	(11,798)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間連結会計期間において第一種優先株式の取得及び消却を行ったことにより潜在株式が存在しなくなったため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

### 3【中間財務諸表】

#### (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 63,293	7 71,937
買入金銭債権	1,067	917
商品有価証券	38	35
金銭の信託	3,988	3,012
有価証券	1, 7, 11 213,708	1, 7 217,379
貸出金	2, 4, 5, 6, 8 917,156	2, 4, 5, 6, 8 998,477
外国為替	424	2,959
その他資産	5,196	5,164
その他の資産	7 5,196	7 5,164
有形固定資産	11,343	11,303
無形固定資産	2,506	2,366
支払承諾見返	11,062	10,975
貸倒引当金	3,764	3,789
<b>資産の部合計</b>	<b>1,226,022</b>	<b>1,320,740</b>
<b>負債の部</b>		
預金	7 1,143,302	7 1,212,476
譲渡性預金	-	1,000
コールマネー	-	10,000
借入金	9 2,332	9 12,328
社債	10 11,100	10 11,100
その他負債	5,619	6,922
未払法人税等	605	659
リース債務	107	107
資産除去債務	98	114
その他の負債	4,807	6,041
退職給付引当金	2,162	2,164
役員退職慰労引当金	252	-
睡眠預金払戻損失引当金	332	241
偶発損失引当金	137	119
繰延税金負債	95	125
再評価に係る繰延税金負債	912	892
支払承諾	11,062	10,975
<b>負債の部合計</b>	<b>1,177,309</b>	<b>1,268,346</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	12,690	15,190
資本剰余金	10,300	10,780
資本準備金	4,264	6,764
その他資本剰余金	6,036	4,016
利益剰余金	17,766	18,717
利益準備金	808	952
その他利益剰余金	16,957	17,764
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	14,125	14,932
自己株式	75	79
株主資本合計	40,681	44,608
その他有価証券評価差額金	6,492	6,282
繰延ヘッジ損益	12	4
土地再評価差額金	1,551	1,506
評価・換算差額等合計	8,031	7,785
<b>純資産の部合計</b>	<b>48,713</b>	<b>52,393</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,226,022</b>	<b>1,320,740</b>

( 2 ) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
経常収益	12,539	12,707
資金運用収益	9,903	10,713
(うち貸出金利息)	8,556	9,170
(うち有価証券利息配当金)	1,295	1,477
役務取引等収益	1,288	1,341
その他業務収益	320	232
その他経常収益	1,102	1,418
経常費用	9,191	10,308
資金調達費用	1,269	1,581
(うち預金利息)	1,078	1,435
役務取引等費用	2,137	2,389
その他業務費用	5	3
営業経費	2,567	2,603
その他経常費用	310	295
経常利益	3,348	2,398
特別利益	0	43
固定資産処分益	0	43
特別損失	6	26
固定資産処分損	6	26
税引前中間純利益	3,342	2,416
法人税、住民税及び事業税	838	736
法人税等調整額	173	55
法人税等合計	1,011	792
中間純利益	2,330	1,624

( 3 ) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	674	2,832	10,970	14,476
当中間期変動額								
剰余金の配当					134		807	673
中間純利益							2,330	2,330
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	134	-	1,523	1,657
当中間期末残高	12,690	4,264	6,036	10,300	808	2,832	12,493	16,134

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	64	37,403	8,455	32	1,510	9,933	47,336
当中間期変動額							
剰余金の配当		673					673
中間純利益		2,330					2,330
自己株式の取得	8	8					8
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			1,602	10	-	1,591	1,591
当中間期変動額合計	8	1,649	1,602	10	-	1,591	57
当中間期末残高	72	39,053	6,852	21	1,510	8,341	47,394

当中間会計期間（自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	12,690	4,264	6,036	10,300	808	2,832	14,125	17,766
当中間期変動額								
新株の発行	2,500	2,500		2,500				
剰余金の配当					143		862	718
中間純利益							1,624	1,624
自己株式の取得								
自己株式の消却			2,020	2,020				
土地再評価差額金の取崩							44	44
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	2,500	2,500	2,020	480	143	-	807	950
当中間期末残高	15,190	6,764	4,016	10,780	952	2,832	14,932	18,717

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	75	40,681	6,492	12	1,551	8,031	48,713
当中間期変動額							
新株の発行		5,000					5,000
剰余金の配当		718					718
中間純利益		1,624					1,624
自己株式の取得	2,024	2,024					2,024
自己株式の消却	2,020	-					-
土地再評価差額金の取崩		44					44
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			209	8	44	246	246
当中間期変動額合計	4	3,926	209	8	44	246	3,680
当中間期末残高	79	44,608	6,282	4	1,506	7,785	52,393

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式は中間期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については12年、その他は5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,581百万円（前事業年度末は3,586百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積り計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による中間財務諸表への影響は軽微であります。

（追加情報）

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

（役員退職慰労金制度の廃止）

当行は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。これに伴い、当行の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額269百万円を「その他の負債」に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

## 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	1,333百万円	1,117百万円
出資金	1,340百万円	1,606百万円

## 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	752百万円	592百万円
延滞債権額	14,051百万円	14,467百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	666百万円	638百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	15,470百万円	15,699百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	3,318百万円	2,799百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	9,402百万円	17,169百万円
現金預け金	21百万円	21百万円
その他の資産	3百万円	3百万円
計	9,427百万円	17,195百万円
担保資産に対応する債務		
預金	3,688百万円	3,685百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	16,403百万円	16,379百万円
その他の資産	3百万円	3百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	144百万円	155百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	88,121百万円	101,725百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	87,559百万円	101,253百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付借入金	800百万円	800百万円

10. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付社債	11,100百万円	11,100百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
50百万円	- 百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
株式等売却益	863百万円	332百万円
金銭の信託運用益	0百万円	25百万円
償却債権取立益	- 百万円	0百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	183百万円	211百万円
無形固定資産	180百万円	245百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
貸倒引当金繰入額	- 百万円	203百万円
株式等売却損	2百万円	20百万円
株式等償却	2百万円	0百万円
株式交付費	- 百万円	38百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(平成28年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
子会社株式	1,067	1,117
関連会社株式	265	-
合計	1,333	1,117

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

株式会社西京銀行  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月21日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。